

一人っ子世代の婚資のあり方からみる双家の後継者確保戦略 -中国浙江省紹興市の事例研究から-

メタデータ	言語: jpn 出版者: 明治大学社会科学研究所 公開日: 2022-05-30 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 施, 利平 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/22533

《個人研究（2019年度～2020年度）》

一人っ子世代の婚資のあり方からみる双家の後継者確保戦略 ——中国浙江省紹興市の事例研究から——

施 利平*

Strategy for Securing a Successor to Husband and Wife Sides from the Perspective of the Bride Price and Dowry of the One-child Generation: the Case Study in Shaoxing City, Zhejiang Province, China

SHI Liping

はじめに

中国では一人っ子政策は1979年から2015年まで35年間にわたり実施されてきたため、一人っ子の人口は2007年末にすでに1.5億人（楊・王2007）を超え、2010年には1.64億人（辜2016）を突破し、一人っ子世代が誕生した。一人っ子政策が特に厳格に実施されてきた都市部では、一人っ子家庭の約半数は一人娘をもつ家庭である。これらの一人娘家庭では、娘は家族の「only hope」として親から愛情と資源を独占的に受け取り、男子にひけを取らない程度、またはそれ以上の教育を受けてきた（Fong 2004）。同時に彼女らはかつて男子に託されていた家系の継承者としての役割も、親から期待されている（Fong 2004、沈2013）。

そのため、一人娘が結婚し家庭を形成するとき、彼女らの婚姻形態や婚後の居住形態及び将来生まれてくる子どもの所属に関しては、多くの注目を集めてきた（王2017、沈2013、施2021）。なぜなら伝統的な中国社会では嫁取り婚が典型的な婚姻形態であるため、女性は婚出し夫方親と同居して、夫方のために後継者を出産し、義父母の扶養・介護と祖先祭祀を担うことが期待される。このことは、一人娘しかいない彼女らの生家にとっては、娘を失うとともに、血統の後継者及び老後の扶養・介護と祖先祭祀の担い手を失うことを意味するからだ。ゆえに、一人娘が結婚するとき、一人娘を後継者として育ててきた彼女らの生家は何らかの戦略を用いて、娘夫婦との関係を強化して、老後の扶養・介護を期待するとともに、娘を介して後継者を確保しようと画策する可能性が高い。他方、これは父系親族規範に沿い、息子を經由して後継者及び老後扶養と祖先祭祀の担い手を確保しようとする息子

*情報コミュニケーション学部専任教授

をもつ親の利益とは衝突するものである。つまり、ステシー (Stacey1983=1990:255) が表現したように、「一人っ子世代の結婚は、子孫による忠誠と援助をめぐって二組の親の間の競争を起こす」ことになり、夫側と妻側は競合する関係にあると考えられてきたのである。

これまでの先行研究では都市部の一人っ子の親世代は、子どもの結婚というイベントにおいて、夫方と妻方のいずれも高額な婚資を提供することにより、子ども夫婦との関係を強化し、子どもから感情的なフィードバックと老後の扶養・介護を期待するとともに、後継者の確保をめぐっても競合する関係にあると予想される。しかし、後継者の確保をめぐって実際は夫方と妻方は、一人っ子である子どもの婚資提供において、それぞれどのような戦略を用いているのか、さらにそれは父系親族規範を変容させ、双系的な親族関係を形成するかは、まだ十分に研究されておらず、不明のままである。

本稿では、このような問題意識をもち、都市居住の一人娘の女性対象者を研究対象とし、彼女らの婚資（結納金、持参金、結婚費用）、及び結婚用住宅の準備、婚後の居住形態に焦点を当てて、夫方と妻方のそれぞれの関わり方の詳細を明らかにした上で、婚資と後継者確保戦略との関連を分析していく。

1. 伝統的な婚資のあり方と今日の傾向

結婚は、婚資の提供から婚後の居住形態やそれに伴った女性（または男性）の移動や所属の変更、及び将来生まれてくる子孫の帰属を規定する制度である。中国社会（主として漢人社会を指す）では夫方居住、父系継承と男性家長への従属を特徴とする（滋賀 1967、Kandiyoti1988）父系親族規範のもと、嫁取り婚が典型的な婚姻パターンとして広範囲にわたり行われてきた。

父系夫方居住の嫁取り婚は、女性にとって生まれ育った生家を離れて、婚家に嫁ぐことである。これは、生活空間が生家から婚家へ移動するだけでなく、父の管理から義父母の管理に入るとともに、所属が生家から婚家へ、アイデンティティが娘から嫁へと変化することを意味する (Stacey1983=1990、李 2010)。他家から嫁入りした女性が婚家の後継者、つまり父系の血統を継ぎ、祖先祭祀と老親扶養を担ってくれる男子の後継者を出産することは、彼女らの婚家における嫁としての地位を左右する重要な要素であり、既婚女性の最優先すべく仕事であると指摘されてきた (Wolf1972、李 2010)。

嫁取り婚の結婚式前に、婚約の儀式を行い、男方から女方に結納金¹⁾を収めることが一般的な習わしである。勝山 (2007:127) によると、「中国における一般的な婚儀である『六礼』の一つに、結徴 (納幣) という儀礼がある。結徴とは、日本での結納の儀とほぼ同様の、婚姻に先立ち、男家から女家へ (招婿婚の場合はその逆) 礼物を贈与する儀式を意味する。そして、結徴で贈与される礼物は一般に『聘彩』と呼ばれる」。夫方からの結納金は、新婦を迎え入れる新郎側が、娘を送り出す新婦側に、娘がもつ労働力と生殖能力を手放すことへの償いとして提供されるものとみなされてきた (Freedman1966:1979)。新婦側 (女方) は受け取った結納金の一部を結婚時に持参金²⁾として娘にもたせて、嫁がせるとしてきた。新郎側 (男方) から受け取った結納金を息子の結婚や親自身の生活に充てることが農村部において、または社会経済的な階層が低い家庭では確認されるが、女方は自ら一

族の社会的地位を顕示するために、また娘の婚家での立場を向上させるために、娘に多くの持参金をもたせることが、中国を含めてユーラシアでは一般的に行われていた (Goody & Tambiah1973)。とりわけ中国社会の結婚は「門当戸対」(家同士の釣り合い) が重視されるため、女方が結納金と同等の持参金を娘にもたせることを理想とするが、実際はなからずしもそうになっていない。とりわけ貧困層や農村社会では一般的には結納金の金額が、持参金より高いと受け止められてきた (王 2017、Yan1996)。

結婚に先立ち婚約をし結納金を支払うことが必要とされるゆえ、結納金を工面するために多くの借金を抱え込む家族や、結納金の調達もままならず、婚姻を結ぶことができず生涯独身が強いられた「光棍」(独身男性) が中国のどの時代でも一定数みられ、19世紀の中国では2割程度いたと言われていた (マン 2011=2015)。高額な結納金が必要とされ、経済力のない男性が結婚できない疲弊をなくすため、中国政府は50年代から結納金の金額に制限を設け結婚式の簡素化を訴えて、「売買婚姻」(金銭を介した婚姻) を禁止する政策を打ち出した (Stacey1983=1990、Yan1996)。以降規制が弛緩した80年代まで結納金と持参金が消失していないものの、低額の金額で抑えられてきた。しかし、80年代以降規制が緩むと、結納金と持参金の金額がともに急増し、人々の年収の3、4倍にも達するようになったとも言われている (馬ほか 2013)。近年では高額な結納金に苦しみ、結婚できない男性が増加することを苦慮した中国政府は、再び結納金の廃止や金額に制限を設けるなどの政策を取り始めている (中国政府民政部 2020)。

80年代以降の中国社会でみる婚資の急増とは逆に、一般的には近代社会では結納金や持参金は消失する方向に向かい、象徴的なものとなる。また男女双方の均衡の取れた交換になると指摘されてきた。有名な近代化仮説論者の一人であるグッド (Good1963) は、近代化が家族・親族のあり方を大きく変える要因であるとみなす。グッドによると、近代社会で工業化と都市化により個人が自由に職業を選択し、賃金収入で家族を形成できるようになると、親世代からの財産相続や経済的援助に対する依存度が低下する。これは若い世代の自立を促す一方、親世代の権威の低下を招くとする。具体的には、結納金や持参金のような婚資、いわゆる親世代から子世代への富の移転が重要視されなくなるにつれ、子どもの配偶者選択に対しては、親がもつ統制力が弱まると説いている (Good1963)。また、日本社会でも戦後結婚は個人々の自由の結合となり、結婚を機に親世代からの資産移転を行う必然性がなくなった結果、花婿側から花嫁側への資産移転である結納金も、花嫁の父から花嫁への移転である持参金も形骸化し、その金額が低下した (木村・坂本 2007)。首都圏では結納を行なったカップルは48.7% (1995年) から27.8% (2005年) へと減少し、結納金も結納品もともになしというカップルが半数を超えている (リクルート 2005)。しかし、中国社会では工業化と都市化が進む80年代以降、婚資は消失するどころか、むしろその金額が再び急増している。

近代化仮説に依拠して、婚資は子世代が家族形成をするための、親世代からの富の移転とみなし、これにより親世代が子世代の婚姻を統制していたとするならば、中国の若者の結婚はいまだに単なる個人々の選択ではない。結婚は今日においても家族間 (夫方と妻方)、世代間 (親世代と子世代) の

事柄であることを示唆する。つまり、夫方の親が支払う結納金も、妻方の親が提供する持参金も、それぞれの親たちの戦略と大きく関わっていることが予想される。

1980年代以降農村部にみられる婚資の急増に関しては、男女の性比が不均衡な状態にあることと、農村部の人口流出という要因と大きく関連すると考えられている。まず結婚適齢期の男女数が不均衡な状態にあることは結婚市場における女性の希少価値を高め、結納金の急増に繋がったということだ。1979年以降導入された一人っ子政策により、出産可能の子ども数が制限されると、男子選好志向が強く息子を求めた結果、男女の性比が不均衡となり、結婚年齢にある男性人数が女性人数を大きく上回り、男性の結婚難が生じた。希少価値のある、より好ましい花嫁候補を確保するために、息子をもつ親は高額な結納金を用意せざるをえないと言われている（Yan1996、Siu1993）。その結果、結納金の金額が急増した。同時に希少価値で交渉力が高まった若い女性とその夫となる男性が協力して、夫側の親から高額な結納金を要請するようになったとYan（1996）は指摘している。Yan（1996）が調査した黒竜江省の農村では、80年代以降夫側の結納金の金額が大きく増加しているのに対して、妻側からの持参金も増加しているものの、その金額は夫側が提供する結納金より低いことが判明した。

農村部では結納金は持参金より高いことは、Siu（1993）でも同様な傾向が確認されている。珠江デルタ地域における婚資の歴史的変化を調査したSiu（1993）によると、当該地域の農村部と都市部では婚資のあり方が異なっており、その違いは年月を経ても維持されているという。つまり農村部では中国共産党が政権をとる1949年までは妻側親は夫側親に対して高額な結納金を要求し、それを息子の結婚に使う傾向があった。同様な傾向は1980年代以降でもみられており、持参金の金額はそれほど上昇していないが、結納金は急増している。Siu（1993）によると、農村部の結納金が急増する理由には、農村部から流出する女性を農村部に引き止めるためである。他方、当該地域の都市部では農村部と異なり、1949年以前も妻方が結納金の金額を交渉しなかったうえ、娘に高額な持参金をもたせていた。また80年代以降も農村部の傾向と異なっており、結納金とともに持参金も急増している。80年代以降都市部にみる結納金と持参金の急増は、親世代が子世代の結婚へ積極的に関与しているためだとSiu（1993）は分析する。つまり工場で就労し賃金収入を得ている子世代は、自らの経済力で結婚資金を準備できるようになり、若いカップル主導で家族を形成しようとする。それに対して、双方の親が子どもの結婚に積極的に経済的な貢献をし、老後のために保険（いわゆる老後の扶養や介護）をかけようとしているとSiu（1993）は指摘する。具体的には夫方の親は息子夫婦のために住宅を購入し、結婚費用の多くを負担して、妻方の親はこれまで以上の高額の持参金をもたせているのである。

要約すると、これまで男女の性比の不均衡な状態と農村人口の流出により、希少価値のある女性、より好ましい花嫁候補を確保するため、男性側の親が高額な結納金を用意することが要請されている。これは結納金の急増を引き起こしたと説明されるとともに、農村部と都市部の婚資のあり方が異なっていることが明らかになった³⁾。つまり、農村部に比べると都市部においては、夫側と妻側の負担額に差はない、もしくは少ないという特徴がある。他方、都市部では両家の負担額に差が少ないとはい

え、夫方と妻方が異なった役割を担っていることも解明されている。

都市部で1973年から1987年までの間に生まれた初代の一人っ子の親世代に対して調査を行った王(2017)は、一人っ子が結婚するときに、息子をもつ親が娘をもつ親より婚姻費用を多く負担するとともに、子ども夫婦のために住宅を提供する傾向が強いことを明らかにした。つまり74%の親は息子夫婦に住宅を買い与えているのに対して、7.8%だけの親が娘夫婦に住宅を買い与えているのである。息子をもつ親が息子夫婦に新居を用意することはほかの研究でも確認されており、その理由は両側の親が用いる戦略と関わっていると言われている。まずそれは妻側親が取った戦略の一つだと主張しているのは、Kipnis(1997)である。Kipnis(1997)は山東省鄒平市の妻側親が二重の戦略を用いていると指摘する。妻側親は一方では、夫側親に子ども夫婦のために予め独立した新居を用意することを要請する。新居をもつことにより、娘夫婦が夫側親との同居を免れて、より自立した生活が可能となる。他方、妻側親は自らも娘に高額な持参金をもたせている。それによって、娘夫婦との関係を強化しようとする。すなわち鄒平市の妻側親がこれらの二重の戦略を用いることにより、娘夫婦を夫側親から遠ざけて妻側親に近づけようとしているのである。他方、夫側親は別の目的で息子夫婦に結婚用の住宅を提供していると吉(2007)は指摘する。吉(2007)によれば、夫側親は息子夫婦に住宅を提供したうえに、結婚費用を多く負担することにより、家系の継続、世代間の相互依存の強化、および妻側親に対する優位性を維持しようとする。それに対しては、妻側親は高額の持参金を提供することにより、姻戚ネットワークにおける妻側の地位の向上、つまり夫側の地位に近づくとともに、娘家族との関係を強化し、老後の扶養と介護を娘に期待するのである。

ここでは、夫側親が住宅を提供して結婚費用を多く支払うことにより、父系親族規範の維持——後継者の獲得、老後の扶養・介護の期待と妻側に対する優位性の維持——を意図している。他方、妻側親は娘に持参金を多くもたせることにより、妻側親の地位の向上と、娘夫婦との関係の強化、さらに老後の扶養・介護の期待、つまりこれまで夫側親しか期待できなかった子ども夫婦との関係や相手側の親に対する優位性を獲得しようとする。換言すれば、かつて父系親族規範により保障されていた世代間関係——息子夫婦との関係の強化、老後扶養・介護の期待、また相手側の親に対する優位性——をめぐって、現在双方の親が競合する関係にあると捉えられている。

競合する夫方と妻方との関係は、沈(2013)が子ども数の減少や女性の経済力の上昇に原因を見出している。沈(2013)によると、かつての女性は結婚すると、生家の家族・親族ネットワークから離脱して婚家の家族・親族ネットワークに組み込まれるため、夫側親が妻側親に対して優位な立場にあった。しかし、一人っ子世代になると、一人娘が結婚後も生家と緊密な関係を持ち続けて妻側親の重要性が高まっている。さらに女性自身の経済力が上昇し実親を扶養・介護する能力をもつようになっていたため、親から娘への期待が高まっている。従って夫方も妻方も唯一の子どもに対して、惜しみなく財力を提供して、子世代との関係を強化することにより、子世代から多くの感情的なフィードバックと老後の扶養・介護を引き出そうとする。換言すれば夫側親も妻側親も唯一の子どもから少しでも多くのフィードバックを引き出そうとしているため、競合する関係にあると捉えられている。

要約すると、これまでの先行研究では都市部の一人っ子世代の親たちは、子どもの結婚というイベントにおいて、夫方と妻方のいずれも多く資金提供を通して、子ども夫婦との関係を強化して、相手側の親に対して優位性を確保し、また老後の扶養・介護を期待していることが明らかになった。しかし、親世代の戦略はこれだけにとどまらず、後継者の確保まで意図していると考えられるが、後継者の確保をめぐる戦略は十分に議論されてこなかった。唯一吉（2007）は妻方が高額な持参金を提供する背景には子ども数の減少をあげ、後継者のいないことも関係している可能性に言及しているが、これ以上の議論は行われていない。

もっとも後継者の確保をめぐる夫方と妻方の交渉はすでに施（2021）により議論されている。一人娘の家庭では娘を介して後継者を確保するニーズが高まっているが、従来の父系親族規範のもとで、夫方の後継者の確保ニーズが優先され、そのつぎに妻方のニーズが一部許容されることが明らかになった。そして妻方の社会経済的な地位が高ければ、妻方の後継者確保ニーズが満たされる可能性が高いことが示唆される。これまでの婚資に関する先行研究の知見に従えば、夫方と妻方は高額の婚資を提供することにより、子ども夫婦との関係を強化し、子どもから感情的なフィードバックと老後の扶養・介護を期待するとともに、後継者の確保をめぐる競争する関係にあると予想される。しかし、後継者の確保をめぐる実際は夫方と妻方はどのような戦略を用いているのか、さらにそれは父系親族規範を変容させるかは、まだ十分に研究されておらず、不明のままである。

本稿では、このような問題意識をもち、都市居住の一人娘の女性対象者を研究対象とし、彼女らの結婚というイベントにおいて、双方の親はいかに関わっているのか、またどのような戦略を用いているのかを分析する。具体的には、婚資（結納金、持参金、結婚費用）、及び結婚用住宅の準備、婚後の居住形態に焦点を当てて、夫方と妻方のそれぞれの関わり方の詳細を明らかにした上で、婚資と後継者確保戦略との関連を考察する。

2. 調査概要、調査地域及び調査対象者の基本属性

本稿で用いるデータは、2019年に8月に中国浙江省紹興市で行ったインタビュー調査と2020年8月に通信アプリ（WeChat）のビデオ通話機能を介したインタビュー調査によるものである。

まず調査地域である紹興の人口構造と生活水準を簡潔に紹介する。2018年の紹興市戸籍人口総戸数は1,612,934戸、総戸籍人口は4,464,803人である。そのうち、男性は2,225,956人で全人口の49.86%、女性は2,238,847人で全人口の50.14%を占める。1戸当たりの平均人口は2.77人である。2017年における全市登録流動人口によると、流入人口は1,709,730人である（紹興市人民政府2020a）。産業構造は第1次産業が3.6%、第2次産業が48.2%、第3次産業は48.2%である。2018年の紹興における一人当たりの可処分所得は49,389円で、これは中国平均の28,228元の倍近くに達し、浙江省平均の45,840元よりも高いことを示す。紹興市は沿海地域の中でも豊かな地域であり、多くの流動人口を受けいれている地域である。

また当調査地域は、一人っ子政策が導入されるまで若干男児選好志向が確認されたが、1990年代

以降徐々にバランスのとれた性比に近づいている。紹興市の0歳～4歳までの乳幼児の性比は111.2（1953年）、112.7（1982年）、109.8（1990年）（紹興市人民政府2020b）から、107.5（2000年）と減少傾向にあり、また浙江省2010年人口センサスによると、新生児の性比は109.2（周ほか2012）である。

調査方法は機縁法によるものである。知人（そのうちに調査対象者に知人や友人を紹介してもらったケースも含まれる）を通して、すでに結婚子どもを一人以上もち、かつ一人娘である一人っ子世代の女性対象者を募集し、中国語標準語によるインタビュー調査を行った。一人当たりの調査時間は1.5h～2hである。調査対象者の承諾を得て、インタビューの内容を録音した。2019年8月の調査は対面調査であるが、2020年8月の調査はコロナ感染の拡大により、現地での対面調査が困難になったためWeChat（中国版LINE）というアプリのビデオ通話機能を介して行ったものである。

2019年8月の調査は10人の対象者、2020年の調査は20人の対象者に対して行った。調査対象者30人のうち、1979-84年生まれば8名、1985-89年生まれば11名、1990-92年生まれば11名である。学歴に関しては、大学卒は25名、専門学校・短大卒は4名、大学院卒は1名である。職業は公務員／準公務員は11名、契約社員は2名、その他は17名である。対象者の年収は高い者（80万円）から低い者（5～6万円／年）まで幅があるが、当該地域の住民の平均年収より高い者が多い（表1参照）。

3. 調査結果

(1) 婚資の提供にみる夫方と妻方の役割

まず結婚を成立させるための婚資の提供、結婚式費用の負担と、結婚用住居の準備、および婚後の居住形態を確認していく。

婚資の提供に関しては、夫側から結納金があったケースは18件で全体の60%であり、結納金なかったのは12件、全体の40%を占める。そして、妻側からの持参金に関しては、持参金があったのは24ケースで全体の80%、持参金なかったのは6ケースで20%を占める。結納金に比べると、持参金のあった割合が高い。そして、結納金は現金（2万円～38万円）が多く、つぎに貴金属が多い。それに対して、持参金は電化製品、日常用品、車と現金（10万円～150万円）が多い。持参金に住宅が含まれているのが5ケースあった。

つぎに、結婚式の費用については、負担者は夫方親が12ケース、妻方親が3ケース、共同が4ケース、それぞれが9ケース、不明が2ケースである。夫方親が結婚式費用をもつケースはやや多いが、夫方と妻方がそれぞれ結婚式を負担するのも9ケースある。

そのつぎに、結婚用の住居の準備に関しては、結婚用新居を購入したケースが多いことがわかった。新居の購入があったのは24ケース、その内訳は夫方17（全体の56.7%）、妻方2、双方4、夫婦1である。新居の購入がなかったのは6ケース、その内訳は夫方所有新居1、夫方同居3、妻方所有新居1、妻方同居1である。全体的に夫側親が息子夫婦に新居を買い与えている傾向が高いことが確認される。

最後に、婚後の居住形態は、夫方同居12ケース、新居（夫方購入または所有）9ケースである。これらの21ケース（全体の70%）は、「夫方同居／準夫方同居」とみなすことができよう。それ以

表1 調査対象者の属性と出生した子ども

	出生年	最終学歴	職業	年収 (万円 ¹⁾)	出生年	性別	姓の継承	
廬さん 夫	1982	大学院	大学職員	/	第1子	2007	女子	夫側
	1978	大学	会社員	/	第2子	2011	男子	夫側
馬さん 夫	1984	大学	看護師	2人で30	第1子	2009	女子	夫側
	1979	大学院	医者		第2子	2016	男子	夫側
章さん 夫	1983	専門学校	看護師	2人で40	第1子	2014	男子	夫側
	1979	大学	公務員		第2子	2017	女子	妻側
俞さん 夫	1986	大学	会社員	20	第1子	2013	女子	夫側
	1983	大学	会社員	7				
章淑さん 夫	1988	大学	会社員	8	第1子	2014	男子	妻側
	1989	大学	ピアノ教師	14	第2子	2020	男子	妻側
陳燕さん 夫	1986	大学	会社員	50-60	第1子	2017	女子	夫側
	1987	大学	会社員	50-60				
蔣さん 夫	1990	大学	準公務員	13万	第1子	2018	女子	夫側
	1990	大学	公務員	16万				
何さん 夫	1982	大学	準公務員	8-9	第1子	2009	男子	夫側
	1982	大学	会社員	20-50	第2子	2014	女子	夫側
邢さん 夫	1990	大学	公務員	18	第1子	2019	男子	夫側
	1987	大学	公務員	20				
錢さん 夫	1979	大学	契約社員	6	第1子	2009	男子	夫側
	1979	大学	契約社員	7	第2子	2014	女子	妻側
章曉さん 夫	1988	大学	準公務員	8	第1子	2020	女子	夫側
	1987	大学	会社員	12				
施さん 夫	1981	短大	契約社員	4.8	第1子	2009	男子	夫側
	1978	短大	契約社員	6	第2子	2009	女子	妻側
竺さん 夫	1983	短大	会社員	8	第1子	2009	男子	夫側
	1981	大学	教師	16				
辺さん 夫	1988	大学	会社員	15	第1子	2015	男子	夫側
	1985	大学	会社員	20				
陳青さん 夫	1990	大学	会社員	30	第1子	2016	男子	夫側
	1990	大学	会社員	20	第2子			
張さん 夫	1990	大学	公務員	8	第1子	2019	男子	夫側
	1991	大学	会社経営	80				
趙さん 夫	1990	大学	教師	/	第1子	2015	女子	夫側
	1990	大学	会社経営	/	第2子	2019	男子	夫側
王珠さん 夫	1990	大学	公務員	10	第1子	2017	女子	夫側
	1990	大学院	公務員	10				

明治大学社会科学研究所紀要

茅さん 夫	1986	大学	教師	17-18	第1子	2011	男子	夫側
	1982	大学	公務員	20				
田さん 夫	1988	大学	会社経営	/	第1子	2013	男子	夫側
	1988	大学	会社経営	/				
黄丹さん 夫	1991	大学	会社員	7.5	第1子	2017	女子	夫側
	1988	大学	個人経営	20-30				
陳さん 夫	1989	大学	準公務員	15	第1子	2016	女子	夫側 妻側予定（男子 なら夫側）
	1987	大学	準公務員	20				
沙さん 夫	1992	大学	公務員	10	第1子	2019	男子	夫側
	1991	大学	医者	10				
邵さん 夫	1987	大学	公務員	20	第1子	2017	女子	夫側
	1983	大学院	公務員	20				
邴さん 夫	1989	短大	会社員	20-30	第1子	2016	女子	妻側
	1986	大学	会社員	30-40				
俞婷さん 夫	1984	大学	公務員	20	第1子	2012	男子	夫側
	1982	大学	公務員	20				
黄さん 夫	1991	大学	銀行員	20	第1子	2019	女子	夫側 妻側予定（男子 なら夫側）
	1990	大学	銀行員	20				
漏さん 夫	1990	大学	会社員	/	第1子	2016	女子	夫側
	1988	大学	会社経営	/				
柴さん 夫	1991	大学	公務員	20	第1子	2019	女子	夫側 妻側予定（男子 なら夫側）
	1989	大学	公務員	20				
曹さん 夫	1988	大学	銀行員	20	第1子	2015	男子	夫側
	1988	大学	銀行員	20				

注：1元=15円（2019年8月為替レート）

外に、妻方同居1ケース、新居（妻方購入または所有）2ケース、新居（双方親購入）4ケース、新居（夫婦購入）1ケースである。ここから都市部の一人っ子世代の婚後居住は、夫方同居と夫方購入の住宅での新居が多いこと、そして一人娘をもつ親は娘夫婦のために、新居を購入するケースも娘夫婦と同居するケースもごく少数であることが確認された。いまだに都市部においても、「夫方同居／準夫方同居」が一般的であるとみなすことができよう。

これまでの分析結果をまとめると、まず婚資に関しては、かつて夫側親は結納金を提供する義務があったが、今日は結納金よりも、住宅を購入することを優先するようになったことがわかった。つぎに、都市部の一人っ子世代の結婚のための婚資に関しては夫方と妻方の役割が異なっており、夫側親

表2 婚資のあり方、婚前協定及び妻方出産要請の有無

結婚年	婚資		結婚式費用 負担者	結婚用住宅		居住形態	婚前協定 有無	妻側出産要請 有無
	結納金	持参金		購入の有無	出資者			
廬さん 2006	/	/	それぞれ	あり	姑 双方親が出資 + 夫婦で住宅	新居 (夫方購入)	/	/
馬さん 2008	/	/	夫方	あり	ローン	新居 (双方親出資)	/	/
草さん 2008	/	/	それぞれ	あり	購入 + 内装 (100万: 双方親 が出資70万 + 夫婦で住宅ロ一 ン30万)	新居 (双方親出資)	/	/
俞さん 2010	/	/	夫方	あり	夫方	夫方同居	/	/
草淑さん 2014	/	/	妻方	なし (妻親所有 自宅)	/	妻方同居	/	/
陳燕さん 2015	/	電化製品	夫方	なし (夫側所有 住宅)	/	夫方同居	/	/
蔣さん 2016	/	電化製品	夫方	あり	夫方	新居 (夫方購入)	/	/
何さん 2008	/ ¹⁾	現金15万	夫方	あり	夫方親頭金30万、残りは夫婦 で住宅ローン	新居 (夫方出資)	/	/
邢さん 2017	貴金属 車 (30万)、現金80万		夫方	あり	夫方	夫方同居	/	/
銭さん 2008	2万	電化製品	共同	あり	夫方	新居 (夫方購入)	/	/
章晓さん 2015	2.8万	電化製品、現金10万	?	あり	夫方	夫方同居	/	/
施さん 2005	6万	電化製品	?	あり	夫方	夫方同居	/	/
竺さん 2008	6.8万、貴金属	?	それぞれ	あり	購入40万 (双方親共同出資 + 残り夫婦で住宅ローン) + 内装費用10万 (夫側)	新居 (双方親出資)	/	/
边さん 2013	12.8万、貴金属	車	それぞれ	なし (夫側所有 住宅)	/	夫方同居	/	/

陳青さん	2015	28.8万 ²⁾	車	それぞれ	あり	夫方	夫方同居	/	/
張さん	2018	288888元	電化製品、現金100万	夫方	あり	夫方	新居(夫方購入)	/	/
趙さん	2014	60万or80万	現金(金額不明)	共同	あり	夫方	新居(夫方購入)	/	/
王さん	2016	28万	電化製品	夫方	あり	夫方	新居(夫方購入)	/	あり
茅さん	2010	10万	車	それぞれ	なし(夫側所有 住宅)	/	新居(夫方所有)	/	あり
田さん	2013	10万	車	夫方	なし(夫側所有 住宅)	/	夫方同居	/	あり
黄丹さん	2016	18万	電化製品、車、現金16.6万	共同	あり	夫方	新居(夫方購入)	/	あり
陳さん	2014	12.8万	新居に使うもの、車、現金100万	夫方	あり	夫方	新居(夫方購入)	/	あり
沙さん	2016?	/	親所有住宅家賃(2万/年)	夫方	あり	購入(夫方140万+夫婦ロ- ン20万)、内装(妻方)	夫方同居	/	あり
邵さん	2016	20万	親所有住宅、貴金属	それぞれ	なし(妻側所有 住宅)	/	新居(妻方所有、父名 義)	/	あり
麗さん	2014	/	/	妻方	あり	夫婦	新居(夫婦で購入)	あり	あり
俞婷さん	2010	/	新居	それぞれ	あり	大部分は妻方親、一部は夫の 貯金	新居(妻方購入)	あり	あり
黄さん	2016	20万	住宅費用の半分、内装費用、電化製品	夫方	あり	購入200万(双方親が半分ず つ出資)、内装費用(妻方)	新居(双方出資)	あり	あり
漏さん	2016	26.8万	現金150万	共同	あり	購入(夫240万)、内装(妻 方120万)	新居(夫購入)	あり	あり
柴さん	2018	20万、貴金属	親所有住宅、現金20万	妻側1回	あり	夫方	夫方同居	あり	あり
曹さん	2014	38万	新居、車、現金100万	妻方	あり	妻方	夫方同居	あり	あり

注：1)義父が病気で治療にお金が必要であるため、実親から辞退した。

2)全部返却。住宅購入に現金が必要だったため。

1元 = 15円 (2019年8月為替レート)

は子ども夫婦に住宅を提供し、妻側親が住宅に必要な電化製品や日用品と車を準備することが多い。そして婚資、結婚費用および住宅の購入の費用を合わせると、夫側親が妻側親より多く出資している傾向を確認できる。

(2) 婚資をめぐる妻方が用いる戦略

つぎに夫側と妻側はどのような戦略のもとで、このような婚資の分担のあり方になったかを詳細にみていくとする。

まず、夫側親が結納金の準備よりも、結婚用住宅の購入に重きを置いていることに関しては、結納金の捉え方に変化が生じていることが対象者の語りから読み取れる。対象者は一人っ子世代であるため、実親の財産はいずれ一人っ子である自分のものになることや、そして義親の財産も将来自分たち夫婦のものとなるという考え方が共有されているようで、夫方からの結納金の有無や金額をそれほど気にしない声が多い。例えば、沙さん⁴⁾はつぎのように語っている。

私たちは当時結納金をもらいませんでした。ちょうどその時、結婚するための住宅を買おうとしていました。お義父さんとお義母さんは彼たちの貯金で新居の頭金を払うと言ってくれました。うちの両親はもう結納金をもらう必要性がないと言いました。私も夫も一人っ子ですからね。母はどっちも将来全部あなたたちのものになるのだから、もう結納金など準備する必要はないではないかと言っていました。

沙さんの義父母は結婚用住宅を購入するにあたり、これまでの貯金を住宅の頭金140万円の支払いに充てたかわりに、結納金を用意しなかった。それに対しては沙さんの実母は親たちの財産はいずれ子どもたちのものとなるのでわざわざ結納金を用意する必要がないと納得している。また陳青さんのように一旦もらった結納金(28.8万円)を全額返却して住宅の購入に充てたケースも確認された。ここから、かつて結婚するために結納金が必要であったが、今日はむしろ結婚用住宅が必須になったことが読み取れる。

他方、夫方から結納金がなかったことは、夫側親が娘との結婚を重視していないと解釈し、不満を表現する母親も確認される。

邢さんの結婚が決まったとき、義理の両親は、結婚用住宅の頭金100万円(住宅購入費用140万)と内装費用40万円を支払ってくれた。義親は、住宅購入に現金を準備する必要があるため、結納金はまだ用意しないと言ってきた(貴金属はプレゼントしてくれた)。夫方の姿勢に邢さんの実母は不満を表していた。

母は、夫側から結納金がなかったことが、義父母が息子と私との結婚を重視していないことを意味しているからだと言って、不満でした。

ただし、邢さん自身は結納金のことを特に気にしていなかった。夫のことが好きだったため、不満であった母親を説得し結婚にこぎつけたと語る。

結納金がなかったことに不満を表した邢さんの実親は、それでも持参金として、乗用車（30万円相当）を購入した以外に、現金80万円をもたせてくれた。他方、結婚式の費用は夫側親が負担した。ここで、邢さんの結婚に関しては、双家の親の関わりを整理すると、夫側親が結婚用住宅の購入に必要な費用の大部分（頭金100万円）と内装費用40万円及び結婚費用と、妻側親は乗用車（30万円）と現金（80万円）をそれぞれ負担した。夫側は住宅と結婚式の費用を支払い、妻側は車の購入とともに現金を提供するというように双方が役割分業をしていることと、費用の負担額は双方の間に大きな差はなかったものの、夫方のほうが若干多いことが確認できる。

結納金の有無やその金額については、従来通りに結納金を結婚にとっての重要な事柄と捉える親がいる一方、親世代の財産はいずれ一人っ子世代の子どものもものとなるので、気にしないと捉える者もみられた。

ところが、結納金の有無や金額に差異があるにせよ、夫方と妻方がそれぞれ異なった役割、つまり夫方は住宅の提供、妻方は日常生活用品や車と現金の提供、を担っていることがわかった。このような役割の分担はどのような理由によるものだろうか。つぎにそれぞれの親が用いる戦略に焦点を当てて、分析を行う。

結論を先取りするならば、妻側親の社会的な地位によって、異なった戦略が用いられていたことが確認される。一方では、経済的に恵まれない妻側親が結納金を親自身の住宅購入に充てたケースがみられた。边さんは、両親が結納金を住宅の購入に用いたことに対して、結納金を返却しなくても良いと言ってくれた夫にいまだに感謝の気持ちを表現している。

我が家の経済状況はあまり良くありませんでした。夫と知り合い、婚約した時に夫側が結納金12万円をもってきました。結納金の12万円を使って、母が両親用の住宅を購入しました。当時紹興の住宅の単価がまだ安く、5,000円/平米でした。両親が自分たちの貯金に結納金の12万円を合わせて、30万円の現金を用意し、さらに20万円の住宅ローンを組み、50万円（約100平米）の住宅を購入しました。結納金でお母さんたちの住む家を購入したことに関しては、今でも夫にとっても感謝しています。

「結納金に対する返礼とかは？」という質問に対しては、边さんはつぎのように答える。

返礼金はありませんでした。お義父さんとお義母さんが私たちに早く結婚してほしいとほしかったのですが、私はあと何年間待つてほしかったのです。車を購入してから結婚したかったからです。お義父さんとお義母さんは何もいらないから、結納金も全部お父さんとお母さんにあげるから早く結婚してほしいと言ってきました。それでも私は同意しませんでした。あと2年間、私が車を購入するまで待つてほしいと主張し、譲りませんでした。

実際、辺さんは2012年に婚約し、2年後の2014年に結婚した。生家の経済状況が良くなかったため、夫方からの結納金を実親の住宅購入に充てたことに感謝を表現し、さらに持参金としての車の購入にこだわる彼女の行動から、結納金に対して持参金を用意することの重要性を物語る。同時に、経済力のない彼女の両親は結納金を自分たちの生活、ここでは住宅の購入に充てる、という農村部や社会経済的地位の低い家庭にみられる伝統的な結納金の用途が確認される。

他方、社会経済的地位が高い妻側親は、結納金の金額と同様か、またはそれ以上の持参金として電化製品や日常用品とともに、乗用車や現金をもたせているケースが多く、住宅を買い与えているケースも5件確認される。とりわけ高額な持参金をもたせている場合、後継者の確保をめぐる、婚前協定を結ぶケースと、第1子出産後に妻側後継者となる第2子の出産を要請するケースがみられた。

将来生まれてくる子・孫の帰属に関しては、夫方と妻方との間に婚前協定が行われていたのは、6ケースであり、全体の20%である。婚前協定により、第1子は夫側の姓の継承者、第2子は妻側の姓の継承者とする口約束は双方の親の間に交わされる。また、婚前協定はなかったものの、第1子出産後に妻側の姓を名乗る第2子の出産が要請されているのは、13ケースであり、全体の42.7%を占める。とりわけ経済的に裕福な家庭で、娘に多くの持参金をもたせている場合は、この傾向が強い。

婚前協定があり、協定通りに第2子を出産し子どもに妻側の姓を継承させているのは、曹さんである。曹さんが結婚したときに、実親から持参金として住宅、車と現金(100万円)をもらった。結婚前に第2子を妻側の姓を名乗る婚前協定を結んでいた。そして第1子出産後両親から第2子の出産が要請された曹さんは、2020年に次男を出産した。次男は曹さんの姓を継承している。

ただし、婚前協定があったケースでも、夫側と妻側が完全に同等な立場にあるとは言えないようである。婚前協定があった6ケースのうち、第1子が娘で第2子に息子が生まれた場合、息子は夫の姓を継承し、長女を妻の姓に改姓するという条件付けがあったのは、2ケースみられた。柴さんと黄さん(黄さんの事例は次節で扱う)である。

柴さんが結婚する前に双方の親の間に、第2子が柴さんの姓を名乗るという婚前協定を結んでいた。第1子は娘であるため、もし第2子に息子が生まれると、息子は夫側の姓を名乗り、そのときに現在夫の姓を名乗っている長女は柴さんの姓に改姓することになっている。柴さんは第2子を産むのは、生家の後継者を欲しがる実親の気持ちを汲んだためであるが、しかし息子が夫方の姓を名乗るのは、義親の気持ちを考慮した結果であると説明する。子どもの性別による姓の調整は、双方の親の間に、そして夫婦の間に、合意を得ている。

娘はもうすぐ1歳になりますが、そろそろ第2子の出産を考えないといけませんね。うちの両親は子どもが多いほうがいいと言い、私に第2子を産んでほしいと言っています。義理の両親は特に何も言っていない。第2子が私の姓を名乗ることは、結婚前にもう両親と義理の両親との間に話がついています。

「もし、つぎに男のお子さんが生まれたなら、約束通りに第2子はあなたの姓を名乗るのか」という質問に対して、柴さんは以下のように答える。

おそらく調整する必要があります。もしつぎに息子が生まれましたら、息子は夫の姓を名乗ります。その時長女は私の姓に改姓します。夫側の後継者を保証しなければなりません。仕方はありません。うちの両親も特に反対していません。子どものうちの1人が私の姓を名乗ってくれば良いと言っています。息子でも娘でも構いませんと言っています。

「息子さんなら旦那さんの姓を、娘さんならあなたの姓を名乗るのは、どう思うか」という質問に対しては、柴さん自身の考えはつぎの通りである

私個人は子どもが誰の姓を名乗っても気にしません。うちの両親の気持ちを考えてあげないといけません。できるだけ両親の要求を満たしてあげたいです。二人の子どもが夫と私の姓をそれぞれ名乗ることは、うちの両親の気持ちを汲んだ結果です。他方、息子が夫の姓を名乗るのは、義理の両親の考え方を配慮したためです。

また、柴さんは夫の反応を、以下のように表現する。

彼は特に言うことがないのではないのでしょうか。もうとっくに決まったことですし。結婚前に、双方の親の間に、話がついていますからね。

柴さんの両親は、柴さんが結婚したとき、持参金として住宅と現金（20万円）を用意してくれた。婚前協定を結ぶことにより、柴さんの両親は後継者の1人を獲得することが可能となっている。しかしそれは決して父系親族規範に異議申し立てをしているのではない。婚前協定を結んだとはいえ、第1子、とりわけ男子が夫方の姓を優先的に継承する原則が守られている。それ以外にも、婚後住居形態の選択においても、妻側親が夫側親に対しては、夫側親のメンツを立てるとともに、夫側の利益を優先する傾向があることが確認される。

単純に通勤の利便性を考えれば、柴さんは実親と同居したほうが、または実親が持参金として用意してくれた住宅に住んだほうが便利であった。しかしあえて1時間以上かけて通勤する必要があった、近郊農村で居住する夫方親との同居を選択した。さらに妊娠後娘と姑さんとの関係を心配した柴さんの両親が、娘夫婦に夫側親との別居を勧めた。しかしその時も夫側親の気分を害さないことを考慮し、娘夫婦に自分たちとの同居よりも、持参金としてもたせた住宅に娘夫婦だけの生活を勧めたそうである。

柴さんの実親が第2子に妻側の姓を名乗らせるという婚前協定を結ぶことに成功しているとはいえ、結婚した娘夫婦は夫方親と同居し、生まれてくる子どもが夫側に帰属すること、とりわけ男子が

夫側に優先的に所属することを遵守していることが伺える。

ここまでの分析結果をまとめると、一人娘の実親は、一方では経済力がなく、結納金を自らの生活に充てる実親もいるが、他方社会経済的地位の高い者は、娘に高額の特参金を用意することにより、婚前協定を結び、また娘に第2子の出産を要請して、自らの後継者を確保しようとする戦略を見て取れる。ただし、この場合でも娘夫婦の婚後の居住形態が夫方同居を優先し、第1子が夫側に帰属すること、さらに男子が夫側に優先的に帰属することを遵守していることから、父系親族規範からは決して逸脱していないのである。要するに妻側親は高額の特参金をもたせることにより、自らの後継者確保を目指しているが、それと同時に夫方の利益を優先し、夫側親のメンツを立てることを前提としているといえよう。

(3) 婚資をめぐる夫方が用いる戦略

妻側親は夫側親の利益を優先することを前提としながら、高額の特参金をもたせることにより、後継者確保ニーズを満たす戦略を取っている。それに対して、夫側親はいかなる戦略を取り入れているのだろうか。結論を先取りにすると、息子夫婦に住宅を提供し、結婚費用を多く負担する戦略を取り入れているといえよう。

対象者が出産した子どもで、30人の第1子のうち、28人は夫方の姓を継承し、2人は妻方の姓を継承している⁵⁾。また、11人の第2子のうち、6人は夫方の姓を継承し、5人は妻方の姓を継承している。全体的に、子どもは夫方に帰属する原則が維持されている。

この原則を維持させるために、夫方親がどのような戦略を用いているのだろうか。前節の婚資に関わる夫方と妻方の役割で明らかになったように、夫側親が息子夫婦のために、新居を用意することが多い。これは、先行研究でもみられた夫方が取っている戦略の一つである。実際30ケースのうち、新居を購入した24ケースの内訳を精査すると、夫方購入17ケース、妻方購入2ケース、双方で購入4ケース、夫婦で購入1ケースとなっている。夫側親が息子夫婦に新居を購入する傾向が高いことが確認される。他方、妻側親が新居の内装、新居用の電化製品、さらに車の購入に出費している。ここでは、夫方は子ども夫婦に住居を提供し、妻方は生活に必要なものを揃えると、それぞれ異なった役割を分担していることが確認される。住宅の購入が高額であることは、夫側は父系親族規範を機能させ、後継者の確保と妻側に対する優位性の維持に貢献していると読み解くことは可能である。

夫側親にとって、息子夫婦に住居を提供することは、いかに重要であるのか、黄さんの事例が如実に物語っている。同時に、黄さんの事例は前節で明らかになった妻側親が夫側親に示す遠慮ぶりも改めて読み取れる。

黄さんの両親は黄さんがまだ大学生だった頃、黄さんのために住宅を購入した。黄さんの結婚が決まったとき、夫側親から住宅購入費用の半分を負担したいと申し出があった。夫側からの申し出に対して、住宅の購入は随分前に決まったことであり、また黄さんの実親に経済的な余裕があるにもかかわらず、黄さんの実親は義親からの申し出を受け入れることにした。それ以外に、義親は結婚式の費

用を全額負担するとともに、黄さんが出産した時から雇ったベビーシッターの費用や、その後の子育てに必要な費用も積極的に負担してくれた。

黄さんも柴さんと同様に、婚前協定で第2子は妻側の姓を継承することになっているが、ただし第1子は娘で第2子に息子が生まれた場合、息子は夫側の姓を名乗り、長女は妻側の姓に改姓することになっている。

このような婚前協定を締結する背景には、父系親族規範がいまだに中国で規範として人々の行動を律していると同時に、夫側が父系親族規範を機能させるための戦略を用いていることが確認される。つまり夫側親が息子夫婦に住宅を提供し、さらに妻側親より子ども夫婦のために多く出資することにより、妻側親に対して優位性を維持し、父系親族規範を機能させているのである。妻側親も同様にこの父系親族規範を遵守し、夫側親の戦略を受け入れているのである。夫側親と妻側親のそれぞれの戦略は、陳さんのケースでより鮮明に表れている。

陳さんが結婚したとき、義親が陳夫婦のために結婚用新居を購入し、内装費用も全額負担してくれた。陳さん夫婦は長女が生まれたあと、より面積の広い住宅を求めて、二軒目のマンションを購入した。その時夫方は200万円、妻方は100万円を援助してくれた。住宅の名義は夫婦共同となっている。

双方の親の出資額について、陳さんは義親の原則は何事に関しても多めに負担することであり、他方実親の原則は夫側親とのバランスをとることであると説明する。

うちの両親は、もし夫側親が誠意をみせてくれるなら、絶対相手任せというか、相手に頼るようなことはしないと。そして、お義父さんとお義母さんは、私たちが結婚して5年間、ずっと自分たちのほうがもっと多く貢献しないといけない、そうすべきだと思っているようです。これは彼女たちにとっては譲れない大前提みたいなものです。

結婚前に双方の親の間に、将来生まれてくる子どもの姓に関する話し合いはなかったが、第1子出産後陳さんは実父から自分の姓を名乗る後継者の出産が要請されている。それに対しては、陳さんは第2子が娘なら、実父の姓を名乗ってもよいが、息子なら夫の姓を名乗らせたい。さらにそうなった場合長女の改姓は、実親から要請されているにもかかわらず、陳さん自身は娘の改姓を考えていないと語る。

陳さんは子どもが夫の姓を名乗るべきだと考えている。その理由は義理の両親が実親よりも多く貢献、——経済的援助と子育てのサポートのいずれに関しても——、してくれているからだと言語。夫側親にもっと子孫を増やしてあげたいと説明する。

ここまでの結果を整理すると、夫側親が息子夫婦に住宅を提供し、結婚費用（やその後の子育ての費用）を多く負担する戦略を用いることにより、後継者確保ニーズを優先的に満たし、父系親族規範を機能させていることが明らかになった。またこのような夫側親の戦略は妻側親とともに一人っ子世代の女性対象者にも受け入れられて、受容されていることが判明したのである。

4. 結果のまとめと議論

本稿の分析結果をまとめると、都市部の一人っ子世代の婚資に関しては、夫側親と妻側親が異なった役割を分担していることがわかった。夫側が結婚用の住宅を提供し結婚費用を多く受け持っているのに対して、妻側が住宅の内装や必要な電化製品、車などを提供することにより、子ども夫婦の新生活がスタートできるように、それぞれ貢献している。夫側が住宅を提供し、さらに婚後夫方同居/夫方準同居の形態をとっていることが多いため、都市部の一人っ子世代の結婚は基本的に夫方同居の嫁取り婚が維持されているといえよう。また、生まれてくる子どもは夫方に帰属し、とりわけ男子は優先的に夫方に帰属する原則が維持されているが、第2子を妻側の後継者にするという折衷案もみられている。ここでまずは夫方同居の嫁取り婚を機能させるために、夫側が住宅の提供という役割を優先し、妻側はそれ以外の補助的な役割を担っていることが確認される。

つぎに、夫方と妻方がそれぞれ後継者確保をするための戦略として、妻側親が高額の持参金を用意することにより、後継者を確保しようとするが、ただしそれは夫方の利益を優先することを前提としている。それに対しては、夫側親は住宅を提供し、結婚費用を多く負担する戦略を取り入れることにより、後継者の確保と妻方に対する優位性を維持しようとしている。

ここから見てくる夫方と妻方の関係性は、婚資に関して相補的な役割を担い、夫側が優位性を維持しながらも妻側の後継者確保ニーズも一部受容するウィンウィンの関係であるといえよう。しかし、これは先行研究で提示されている競合する関係性とは異なった性質のものである。

つまりこれまでは双方の親が子ども夫婦との関係の強化、老後扶養・介護の期待、また相手側の親に対する優位性をめぐって、競合する関係にあると議論されてきた。しかし、本稿の分析結果は、むしろ父系親族規範を遵守しながら、夫方と妻方が後継者確保をめぐって夫方の優位性を維持しつつも、妻側のニーズを一部受容する関係にあるといえよう。決して競合する関係性といえるほどの対等の関係性にはなっていない。それより、むしろ夫方も妻方もそれぞれ父系親族規範に沿い、どちらも父系の後継者を確保しようとしている。そして両者の間に、夫側の後継者確保ニーズを優先的に満たしながら、妻側の後継者確保ニーズも一部許容するという夫方優位の関係性が維持されているといえよう。

夫方と妻方はそれぞれの後継者を確保するために、夫方は息子夫婦に住宅を提供し、婚後夫方同居をとっているケースが多い。他方、妻方は経済力があってもそのような夫方の役割を担おうとしない。むしろ夫方とは衝突しない相補的な役割を受け入れている。つまり、妻方は夫方のように子ども夫婦に住宅の提供はしない。そのかわりに、住宅の内装や住宅に必要な電化製品、また車や現金の提供に徹している。すなわち妻方が夫方の役割とはぶつからない、相補的な役割を受け入れ、またその出費額も夫方を超えない程度の高額な持参金をもたせる戦略を取り入れていることが判明した。

本稿での分析結果から析出したのは、夫方も妻方も父系親族規範を遵守し、夫側の後継者確保ニーズを優先的に満たしながら、妻側の後継者確保ニーズも一部許容するという夫方優位の関係性である。

今後この地域から析出した夫方と妻方の関係性は、他の地域でも共通してみられるかを検証していくことが要請される。

【謝辞】

本研究は明治大学社会科学研究所の個人研究の助成と JSPS 科研費 JP19K02052 の助成を受けたものです。紹興市でのインタビュー調査に協力してくれた調査対象者の皆さま、インタビューのアレンジと現地案内を務めてくれた明治大学情報コミュニケーション研究科の陳予茜さんとご両親に感謝を申し上げます。

注

- 1) 中国語で「彩礼」「聘礼」「聘財」、英語で bride wealth/ bride price と表現される。
- 2) 中国語で「嫁妝」、英語で dowry と表現される。
- 3) 近年では、子ども数の減少により、娘が実家での地位が上昇して、妻方からの持参金が夫方からの結納金とほぼ同等な金額に達していると Zhang (2002) は主張する。
- 4) 姓は、対象者および親世代にとっては、自らのアイデンティティであり、家系を表す重要なシンボルであると、本稿は考える。また、本稿で用いた対象者たちの姓のうち、蔣、陳、邵、余、邢、曹と廬は紹興市で 10,000 人以上の人口をもつ姓であり、それ以外の姓も一定数の人口を有するゆえ、対象者の匿名性を担保できるものである（紹興市地方志編纂委員会办工室 2018）。
- 5) 妻側の姓を継承している 2 ケースは、スペイン人と結婚し、二重国籍を持つ子どもの名前は漢字表記で母の姓を名乗っているケースと、婿入り婚であるため第 1 子は妻側の姓を名乗っているケース（第 2 子は父の姓を名乗っている）が 1 ケースずつある。

【文献リスト】

- Fong, Vanessa L., 2004, *Only Hope: Coming of Age Under China's One-China Policy*, Stanford University Press.
- Freedman Maurice, 1966, *Chinese Lineage and Society: Fukien and Kwangtung*, London: Athlone.
- Freedman Maurice, 1979[1970], "Ritual Aspects of Chinese Kinship and Marriage", William Skinner(ed.), *The Study of Chinese Society: Essays by Maurice Freedman*, Stanford University Press, 273-295.
- Good, William J., 1963, *World Revolution and Family Patterns*, The Free Press of Glencoe.
- Goody, J. & S.J. Tambiah, 1973, *Bridewealth and Dowry*, Cambridge University Press.
- Kandiyoti, Deniz, 1988, "Bargaining With Patriarchy", *Gender and Society*, Vol.2, No.3, Special Issue to Honor Jessie Bernard, 274-290.
- 勝山稔 2007 『中国宋—明代における婚姻の学際的研究』 東北大学出版会
- 木村行伸・坂本和靖 2007 「世代間関係から見た結婚行動」『経済研究』 58(1):31-46
- Kipnis, Andrew B., 1997, *Producing Guanxi: Sentiment, Self, and Subculture in a North China*

Village, Duke University Press.

Mann Susan, 2011, *Gender and Sexuality in Modern Chinese History*, Cambridge University Press.

(スーザン・マン著 小浜正子・リンダ・グローブ監訳 秋山洋子・板橋暁子・大橋史恵訳 2015 『性からよむ中国史—男女隔離・纏足・同性愛』平凡社)

中山勝美 1991 「婚姻贈与と婚姻連帯—漢族の婚姻体系と地域性」『国立民族学博物館研究報告別冊』14:161-197

リクルート 2005 『ゼクシイ結婚トレンド調査』リクルート社

滋賀秀三 1967 『中国家族法の原理』創文社

施利平 2021 「後継者の獲得をめぐる世代間の交渉—中国の一人っ子世代の出生をめぐる」『比較家族史研究』第35号:99-131

Stacey, Judith, 1983, *Patriarchy and Socialist Revolution in China*, University of California Press. (秋山洋子訳 1990 『フェミニズムは中国をどう見るか』勁草書房)

Siu, Helen F., 1993, "Reconstituting Dowry and Brideprice in South China", Deborah Davis and Stevan Harrell (eds.) *Chinese Families in the Post-Mao Era*. University of California Press, 165-188.

Wolf, Margery, 1972, *Women and the Family in Rural Taiwan*, Stanford University Press.

Yan, Yunxiang, 1996, *The Flow of Gifts: Reciprocity and Social Network in a Chinese Village*, Stanford University Press.

Zhang, Weiguo, 2000, "Dynamics of Marriage Change in Chinese Rural Society in Transition: A Study of a Northern Chinese Village", *Population Studies*, Mar., 2000, Vol. 54, No. 1 (Mar., 2000), 57-69.

【中国語文献】

沈奕斐 2013 『个体家庭 iFamily：中国城市現代化過程中的个体, 家庭与国家』上海三聯書店

辜子寅 2016 「我国独生子女及失独家庭規模估計——基于第六次人口普查数据的分析」『常熟理工学院学报（哲学社会科学）』1:83-89

吉国秀 2007 「婚姻支付変遷与姻親秩序謀划：遼東Q鎮的個案」『社会学研究』(1):114-136

李霞 2010 『娘家与婆家——華北農村婦女的生活空間和後台權力』社会科学文献出版社

紹興市地方志編纂委員会办公室 2018 『紹興市志 1979-2010』第4冊 浙江戶籍出版社

紹興市人民政府 2020a (<http://www.sx.gov.cn/col/col1461902/index.html> 閲覽日 2020.8.4)

紹興市人民政府 2020b 『紹興市市志 1979-2010』(<http://www.sx.gov.cn/col/col1462610/index.html> 閲覽日 2020.8.4)

馬春華・李銀河・唐燦・王震宇・石金群 2013 『轉型期中国城市家庭變遷：基于五城市的調查』社会科学文献出版社

明治大学社会科学研究所紀要

王躍生 2017 「城市第一代独生子女家庭代際功能關係及特征分析」『社会』 2017(3):27-59

楊書章・王広州 2007 「一種独生子女数量間接估計方法」『中国人口科学』 4:58-96

周麗苹・張林菲・樓航 2012 「浙江省出生性別比變動与問題研究」浙江大学人口与發展研究所 (https://zjjcmspublic.oss-cn-hangzhou-zwynet-d01-a.internet.cloud.zj.gov.cn/jcms_files/jcms1/web3077/site/attach/0/eb57ede4af014914bc42db0465f1872b.pdf) 閱覽日 2020.8.4)

中国政府民政部 2020 『關於開展婚俗改革試点工作的指導意見』